

《マネジメントプログラム博士学位申請プロセス》

● プログラム博士課程後期在学学生

研究計画書の作成・提出

〔研究計画書（研究計画概要）の提出：プログラム長あて1年次5月末日まで〕

研究テーマ及び概要の作成・提出

主指導教員の指導のもと、研究計画書（研究テーマ及び概要）を作成する。

業績一覧の提出と予備審査

〔業績一覧届及び予備審査申請願の提出：3年次後期〕

I. 予備審査の申請要件

予備審査を申請することができる学生は、以下の要件をすべて満たすものとする。

1. マネジメントプログラム博士課程後期在学中に査読付き学術誌への掲載論文1本以上を執筆していること。

（注）・紀要は査読付き学術誌に含めない。

- ・国際的かつ学術水準が高い学会の査読制プロシーディングは、査読付き学術誌として認める場合がある。
- ・学術雑誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。
- ・詳細は指導教員に確認すること。

2. 修了要件単位を修了予定年月日までに修得済み、もしくは見込みであること。

II. 予備審査の申請要領

予備審査を希望する学生は、以下の要領で申請するものとする。

予備審査願出：3年次の10月20日

予備審査委員会による審査：12月上旬～12月中旬

以降は、予備審査願出は4月20日または10月20日までに申請を行う。

4月20日までに申請した場合は5月上旬～5月中旬に審査を行い、

10月20日までに申請した場合は12月上旬～12月中旬に審査を行う。

申請書類等：1) 業績一覧届及び予備審査申請願

2) 業績一覧の内容を証するものを各3部(※)

- ・ 著書…現物
- ・ 論文…抜き刷りもしくはコピーしたもの
- ・ 学会発表のプログラム、予稿集、発表資料

(※)出版、発行又は発表予定で、それが確定しているものについては、証明する書類を添付すること。

3) 学位請求論文草稿（博士論文概要）、論文要旨

Ⅲ. 予備審査委員会と学位請求論文について

主・副指導教員を中心として組織（副指導教員の内の一人は、他の学位プログラム、他専攻、他研究科の教員とする）され、研究科代議委員会承認された予備審査委員会が審査を行い、学位請求論文の提出を認めるかを判定する。

尚、学位請求論文草稿（博士論文概要）には、学術論文1編以上に相当する内容及び業績一覧で提出した在学中の研究実績が盛り込まれた内容が含まれていること。

Ⅳ. 審査結果について

合否の判定は、審査委員3名(主・副指導教員)の合議によるものとし、主指導教員を通して申請者に通知される。

(注意事項) 「予備審査」に合格した学位請求論文草稿（博士論文概要）と学位請求論文は、部分的な訂正を除き、実質的に同一内容でなければならない。大幅な修正を伴う場合は、再度研究指導を受け、予備審査を願い出ること。

学位請求論文の提出及び最終試験

学位請求論文提出締切：研究科長あて、3年次の1月20日

※以降については、予備審査を4月20日までに申請した場合は7月20日までに、10月20日までに申請した場合は1月20日までに学位請求論文を提出する。

I. 学位請求論文提出

予備審査に合格した「学位請求論文草稿（博士論文概要）」を基礎に主・副指導教員の指導のもとに必要な応じて修正の上、学位請求論文を完成させ、修了予定年度の1月20日までに提出すること。

なお、学位請求論文として提出した論文の修正は認められないので、注意すること。

製本等の体裁については、予備審査結果通知時に指示する。

同時に、次のものを提出することが必要である。

- 1) 学位論文審査願
- 2) 論文目録
- 3) 論文要旨
- 4) 履歴書
- 5) 参考文献があるときは、参考文献

II. 最終試験(口述試験)

「審査委員会」は、主査 1 人及び副査 2 人以上で構成し、副査の内の 1 人以上は他の学位プログラム、他の専攻又は他研究科の教員とする。教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所などの教員などを審査委員に加えることができる。

研究科で承認された「審査委員会」は、最終試験を 2 月末までに終了し、研究科代議員会にその審査結果を報告する。

最終試験に際し、公開の論文発表を行う必要がある。詳細は別途通知する。

- 提出期限は、当該期日の午後 9 時（土曜日の場合は 18 時）とする。当該期日が、日曜日、月曜日又は国民の祝日にあたるときは、これらの日の翌日とする。

● プログラム博士課程後期単位取得満期退学者

業績一覧の提出と予備審査

I. 予備審査の申請要件

予備審査を申請することができる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を習得し、かつ、研究指導を受けた後退学したもの。
尚、所定の単位を習得し、研究指導を受け（特別研究を含む修了要件単位の習得）、博士課程後期に3年以上（但し、長期履修生は認められた履修期間以上）在学した後に退学した者を、単位取得満期退学者と呼称する。
- 2 マネジメントプログラム博士課程後期在学中又は退学後に、査読付き学術誌への掲載論文1本以上を執筆していること。

(注)・紀要は査読付き学術誌に含めない。

- ・国際的かつ学術水準が高い学会の査読制プロシーディングは、査読付き学術誌として認める場合がある。
- ・学術雑誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。
- ・詳細は指導教員に確認すること。

II. 予備審査の申請要領

予備審査を希望する学生は、以下の要領で申請するものとする。

予備審査願出： 毎年の4月20日、もしくは10月20日までに、
本研究科の教員（紹介教員）を通してプログラム長の内諾の上で、
研究科長宛に提出

予備審査委員会による審査：

- ※ 4月20日までに申請した場合は5月上旬～5月中旬に審査を行い、
10月20日までに申請した場合は12月上旬～12月中旬に審査を実施する。

申請書類等： 1) 業績一覧届及び予備審査申請願

2) 業績一覧の内容を証するものを各3部(※)

- ・ 著書…現物
- ・ 論文…抜き刷りもしくはコピーしたもの
- ・ 学会発表のプログラム、予稿集、発表資料

(※)出版、発行又は発表予定で、それが確定しているものについては、証明する書類を添付すること。

3) 履歴書

4) 学位請求論文草稿（博士論文概要）、論文要旨

Ⅲ. 予備審査委員会と学位請求論文草稿（博士論文概要）について

主・副指導教員を中心として組織（副指導教員の内の一人は、他の学位プログラム、他専攻、他研究科の教員とする）され、研究科代議員会で承認された予備審査委員会が審査を行い、学位請求論文の提出を認めるかを判定する。

尚、学位請求論文草稿（博士論文概要）には、学術論文1編以上に相当する内容及び業績一覧で提出した在学中の研究実績が盛り込まれた内容が含まれていること。

Ⅳ. 審査結果について

可否の判定は、審査委員3名（主・副指導教員）の合議によるものとし、主指導教員を通して申請者に通知される。

（注意事項） 「予備審査」に合格した学位請求論文草稿（博士論文概要）と学位請求論文は、部分的な訂正を除き、実質的に同一内容でなければならない。大幅な修正を伴う場合は、再度研究指導を受け、予備審査を願い出ること。

学位請求論文の提出及び最終試験

学位請求論文提出締切：毎年7月20日、もしくは1月20日までに、
研究科長宛に提出

※ 予備審査を4月20日までに申請した場合は7月20日までに、
10月20日までに申請した場合は1月20日までに、学位請求論文を提出

Ⅰ. 学位請求論文提出

予備審査に合格した「学位請求論文草稿（博士論文概要）」を基礎に主・副指導教員の指導のもとに必要に応じて修正の上、学位請求論文を完成させ、修了予定年度の1月20日までに提出すること。

なお、学位請求論文として提出した論文の修正は認められないので、注意すること。

製本等の体裁については、予備審査結果通知時に指示する。

同時に、次のものを提出することが必要である。

- 1) 学位論文審査願
- 2) 論文目録
- 3) 論文要旨
- 4) 履歴書
- 5) 参考文献があるときは、参考文献

II. 最終試験

最終試験は、単位取得満期退学から5年以内の申請者に対しては、学位請求論文の内容と外国語1種類に対する試験からなる。単位取得満期退学から5年経過後の申請者に対しては、学位請求論文の内容と外国語1種類に対する試問からなる。試験とは、博士後期課程で身に付けた学力と学位請求論文の内容に関する審査であり、試問とは、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するものである。「審査委員会」が最終審査を行うが、「試験（もしくは試問）委員会」が試験（もしくは試問）を行う。尚、「試験（もしくは試問）委員会」は「審査委員会」が兼ねることができる。

「審査委員会」は、主査1人及び副査2人以上で構成し、副査の内の1人以上は他の学位プログラム、他の専攻又は他研究科の教員とする。教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所などの教員などを審査委員に加えることができる。

研究科で承認された「審査委員会」及び「試験（もしくは試問）委員会」は、最終試験を2月末までに終了し、「審査委員会」が研究科代議員会にその結果を報告する。

最終試験に際し、公開の論文発表を行う必要がある。詳細は別途通知する。

○ 最終試験の結果の提出期限は、当該期日の午後9時（土曜日の場合は18時）とする。

当該期日が、日曜日、月曜日又は国民の祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

● 博士課程後期在籍未経験者

業績一覧の提出と予備審査

I. 予備審査の申請要件

予備審査を申請することができる者は、1と2～4のいずれかの要件を満たすものとする。

1. 博士論文予備審査を受験するための資格は次の2項目をともに満たすこととする。

1) 学会において学外査読付の論文2本以上とその他の論文1本以上を執筆

(※) 学術雑誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。

2) 全国大会を含めた全国レベル以上の学会での研究報告1回以上とその他の学会および研究会での研究報告1回以上

なお、上記の学会は日本学術会議所属学会レベルに相当もしくはそれ以上の学会とする。また、上記の資格条件の適用にあたって、各教育研究分野の特殊事情については配慮する。

2. 博士課程前期又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの

3. 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有するもの

4. 2～3に掲げる者以外で、教授会が優れた研究業績を上げたと認めるもの

II. 予備審査の申請要領

予備審査を希望する者は、以下の要領で申請するものとする。

予備審査願出： 毎年4月20日、もしくは10月20日までに、
本研究科の教員（紹介教員）及びプログラム長の内諾の上で、
研究科長宛に提出

※ 4月20日までに申請した場合は5月上旬～5月中旬に審査を行い、
10月20日までに申請した場合は12月上旬～12月中旬に審査を実施

申請書類等： 1) 業績一覧届及び予備審査申請願

2) 業績一覧の内容を証するものを各3部(※)

- ・ 著書…現物
- ・ 論文…抜き刷りもしくはコピーしたもの
- ・ 学会発表のプログラム、予稿集、発表資料

(※)出版、発行又は発表予定で、それが確定しているものについては、証明する書類を添付すること。

3) 履歴書

4) 学位請求論文草稿（博士論文概要）、論文要旨

III. 予備審査委員会と学位請求論文草稿（博士論文概要）について

主査・副査により構成される研究科代議員会で承認された予備審査委員会（副査の内の一人は、他の学位プログラム、他専攻、他研究科の教員とする）が審査を行い、学位請求論文の提出を認めるかを判定する。

尚、学位請求論文草稿（博士論文概要）には、学術論文2編以上に相当する内容及び業績一覧で提出した研究実績が盛り込まれた内容が含まれていること。

IV. 審査結果について

可否の判定は、審査委員3名(主査・副査)の合議によるものとし、主査を通して申請者に通知される。

（注意事項） 「予備審査」に合格した学位請求論文草稿（博士論文概要）と学位請求論文は、部分的な訂正を除き、実質的に同一内容でなければならない。大幅な修正を伴う場合は、再度研究指導を受け、予備審査を願い出ること。

学位請求論文の提出及び最終試験

学位請求論文提出締切：毎年7月20日、もしくは1月20日までに、
研究科長宛に提出

※ 予備審査を4月20日までに申請した場合は7月20日までに、
10月20日までに申請した場合は1月20日までに、学位請求論文を提出

I. 学位請求論文提出

予備審査に合格した「学位請求論文草稿（博士論文概要）」を基礎に主査・副査の助言のもとに必要に応じて修正の上、学位請求論文を完成させ、修了予定年度の1月20日までに提出すること。

なお、学位請求論文として提出した論文の修正は認められないので、注意すること。

製本等の体裁については、予備審査結果通知時に指示する。

同時に、次のものを提出することが必要である。

- 1) 学位論文審査願
- 2) 論文目録
- 3) 論文要旨
- 4) 履歴書
- 5) 参考文献があるときは、参考文献

II. 最終試験

最終試験は、学位請求論文の内容と外国語 1 種類に対する試問からなる。これにより、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認する。「審査委員会」が最終審査を行うが、「試問委員会」が試問を行う。尚、「試問委員会」は「審査委員会」が兼ねることができる。

「審査委員会」は、主査 1 人及び副査 2 人以上で構成し、副査の内の 1 人以上は他の学位プログラム、他の専攻又は他研究科の教員とする。教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所などの教員などを審査委員に加えることができる。

研究科で承認された「審査委員会」及び「試問委員会」は、最終審査を 2 月末までに終了し、「審査委員会」が研究科代議員会にその結果を報告する。

最終試験に際し、公開の論文発表を行う必要がある。詳細は別途通知する。

○ 最終試験の結果の提出期限は、当該期日の午後 9 時（土曜日の場合は 18 時）とする。

当該期日が、日曜日、月曜日又は国民の祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

附則 この博士学位申請プロセスは、令和 6 年 8 月から施工し、同令和 6 年 8 月から適用する。